

## 高松市教育振興基本計画策定懇談会設置要綱

### (設置)

第1条 高松市教育振興基本計画の策定に当たり、広く市民の意見を聴くため、高松市教育振興基本計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

### (組織)

第2条 懇談会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 各種団体の代表者

(3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

### (任期)

第3条 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

### (会長及び副会長)

第4条 懇談会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 懇談会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (事務局)

第6条 懇談会の事務を処理させるため、教育局総務課に事務局を置く。

2 事務局は、教育局総務課の職員、教育局学校教育課の職員及び教育局生涯学習課の職員のうちからそれぞれの所属長の指名する職員で構成する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会

長が懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月19日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱による最初の懇談会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。